

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所
平成29年度(第3回)保安検査報告書

平成30年2月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 東海第二発電所の設備及び運転概要	1
3. 保安検査内容	1
4. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	2
(2) 検査結果	4
(3) 違反事項	9
5. 特記事項	9

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年12月4日(月)
至 平成29年12月15日(金)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

栗崎 博

権田 純虎

足立 謹聰

木村 淳一

敦賀原子力規制事務所

加藤 照明

大和田 博幸

北嶋 勝彦

地域原子力規制総括調整官(福井担当)

西村 正美

原子力規制部 検査グループ実用炉監視部門

古金谷 敏之

小坂 敦彦

吉野 昌治

石井 真一

2. 東海第二発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
—	110.0	昭和53年11月	運転期間 (—) 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (平成23年5月21日～)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)
- ② 安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む)
- ③ 保守管理の実施状況
- ④ 保安教育の実施状況
- ⑤ 周辺監視区域境界管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査では「マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)」「安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む)」「保守管理の実施状況」「保安教育の実施状況」及び「周辺監視区域境界管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。

検査の結果、「マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)」については、品質方針に沿った内容で本店及び発電所の品質目標が設定されるとともに、前年度のマネジメントレビューにおいて社長より指示された改善事項に対しては改善計画書が立案され社長の了解後に実施部門管理責任者より実施依頼が出されたこと、品質目標の達成状況は本店各室及び発電所の品質目標に係る活動実績が評価結果としてまとめられ、実施部門及び内部監査部門各々のマネジメントレビュー・インプット情報としてマネジメントレビューにおいて社長により品質方針の変更の必要性も含めた評価が行われアウトプットにまとめられていること等を社内マニュアル、平成28年度のマネジメントレビュー実施記録、実施部門マネジメントレビュー改善計画の実施依頼、平成29年度の品質目標及びその上期実績の記録等により確認した。更に、本店検査では、マネジメントレビューや品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)に係る事項について、実施部門管理責任者及び監査管理責任者へのインタビューを実施した。なお、マネジメントレビューのインプットとなるQMSの適切性及び有効性の実証並びに有効性の継続的な改善の可能性の評価は社内マニュアルである「データ分析要項」により実施されているが、当該マニュアルには保安規定で要求のある「予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向」に関連する情報の提供に関して具体的な記述がなく、データ分析から予防処置への確実な展開が十分に行われない可能性があり、保安規定違反(監視)として今後の改善状況を保安検査等で確認することとする。

「安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む)」については、品質方針の中の安全文化を継続的に醸成するための活動の方針に沿った内容で本店及び発電所の安全文化醸成活動の年度計画が策定され、前年度のマネジメントレビューにおいて社長より指示された改善事項に対しては改善計画書が立案され社長の了解後に実施部門管理責任者より実施

依頼が出されたこと、東海第二発電所では平成29年度から新たに制定された「安全文化醸成活動実施要領」に従い安全文化醸成活動の年度計画が作られていること、本店の安全室がとりまとめた本店各室分及び発電所分の年度計画はコンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会において審議され実施されていること、以降の活動の進捗状況は同推進委員会でフォローされ、その評価結果がマネジメントレビューのインプット情報にまとめられ、マネジメントレビューにおいて社長により評価が行われアウトプットにまとめられていること等を社内マニュアル、平成28年度から平成29年度上期にかけての活動記録及び関係者からの聴取により確認した。更に、本店検査では、安全文化醸成活動に係る事項についても、実施部門管理責任者及び監査管理責任者へのインタビューを実施した。

「保守管理の実施状況」については、保守管理の実施方針及び保守管理目標は昨年度から変更はなく、目標は実施方針を踏まえて決められていることを確認した。機能要求のある機器に対しては、長期停止に係る特別な保全計画に基づき、点検計画を定め、通常の定期検査の頻度に追加して点検・検査を確実にしていることを、一連の「工事計画検討書」「点検計画」「工事等仕様書」「工事要領書」「工事報告書」「保全の有効性評価結果の記録」及び関係者からの聴取により確認した。

「保安教育の実施状況」については、主に力量管理の実施状況及び反復教育・訓練の実施状況について検査を実施した。年度の保安教育実施計画については各室において計画を作成し、保安運営委員会の確認後発電用原子炉主任技術者の確認を経て、所長の承認の下、各室長に通知している。各室長の力量設定については「力量設定管理要項」「力量運用要領」に基づき明確に設定され、「室長等 力量評価結果表」にて評価結果及び判定がなされていることを確認した。各室員の力量管理及び反復教育の実施状況については、各室が所管する「室員教育取扱書」に則り業務及び職位ごとに必要な力量を明確にし、3年を超えない期間に評価を繰り返していること、また反復教育・訓練については各室毎に期限の超過が無いように工夫し、決められた頻度で実施していることを確認した。

「周辺監視区域境界管理の実施状況(抜き打ち検査)」については、東海第二発電所の周辺監視区域は、他の原子力施設である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(以下「原科研」という。)及び国立大学法人東京大学大学院原子力専攻と境界を接することで、複雑化しており、互いに確実な管理が要求されることから、今回は抜き打ち的手法により原科研と境界を接する敷地南側境界について、現場を巡視し、適切に維持・管理されていることを確認した。また、腐食を避けることが困難な海側フェンスの管理状況を確認し、健全であることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)を除き、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① マネジメントレビューの実施状況(本店検査を含む)

経営層の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営層から改善が指示されていることを確認するため、平成29年3月23日に実施された第17回マネジメントレビューにおける平成28年度品質目標の達成状況のインプット状況及びアウトプットに基づく平成29年度の品質目標等への展開状況について確認するとともに、その活動が組織として整合の取れたQMSプロセスの下で行われ、これに経営層が積極的に関わっていることを確認することとし、検査を実施した。更に、本店検査では、マネジメントレビューやQMSに係る事項について、実施部門管理責任者及び監査管理責任者へのインタビューを実施した。

検査の結果、品質方針に沿った内容で本店及び発電所の品質目標が設定されるとともに、前年度のマネジメントレビューにおいて社長より改善指示が出た場合には改善計画書が立案され社長の了解を得た後に実施部門管理責任者より実施依頼が出されること、品質目標の達成状況のフォローアップは、発電所では品質保証運営委員会において審議された上で本店に報告されていること、本店では本店各室及び発電所の品質目標の評価結果をまとめて、実施部門管理責任者のレビューを経て「実施部門マネジメントレビュー・インプット情報」としてまとめられ、本店の品質保証委員会で審議された上で当該年度のマネジメントレビューにインプットされ、評価されるプロセスであること、一方、内部監査を担う考査・品質監査室の品質目標については「内部監査マネジメントレビュー・インプット情報」として監査管理責任者への報告及びレビューを経て直接マネジメントレビューにインプットされ評価されるプロセスであること、マネジメントレビューでは社長により品質方針の変更の必要性も含めた評価が実施されマネジメントレビューのアウトプットにまとめられ次年度の各室所の品質目標へ展開されるQMSプロセスとなっていることを「マネジメントレビュー要項」、「品質目標及び品質保証計画管理要項」等の社内マニュアルに基づき確認した。

上記プロセスに従い、本店及び各発電所の品質目標の評価結果が、マネジメントレビューにおいて経営層のトップである社長のレビューを受けていることを、平成28年度のマネジメントレビューに係る「第17回実施部門マネジメントレビュー・インプット情報【平成28年度】」「第17回内部監査マネジメントレビュー・インプット情報【平成28年度】」「第17回実施部門マネジメントレビュー実施記録(平成29年3月23日)」「第17回内部監査マネジメントレビュー実施記録(平成29年3月23日)」等の記録及び関係者からの聴取により確認した。

また、第17回マネジメントレビューにおいて社長より出された改善指示に対しては、改善計画書が立案され、社長の了解後に実施部門管理責任者より実施依頼が出されていることを「実施部門マネジメントレビュー改善計画の実施依頼について」の記録により確認した。

第17回マネジメントレビューのアウトプットを受けて実施されている平成29年度の品質目標の設定及びその達成状況については、本店各室及び発電所の「平成29年度品質目標」「平成29年度品質目標実績評価管理票(上期実績)」「考査・品質監査室品質目標管

理票(上期実績)」「第162回品質保証運営委員会議事録」等の記録及び関係者からの聴取により確認した。

なお、マネジメントレビューのインプットとなるQMSの適切性及び有効性の実証並びに有効性の継続的な改善の可能性の評価は社内マニュアルである「データ分析要項」により実施されているが、当該マニュアルには保安規定で要求のある「予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向」に関連する情報の提供に関して具体的な記述がなく、データ分析から予防処置への確実な展開が十分に行われないう可能性があり、違反(監視)として今後の改善状況を保安検査等で確認することとする。

②安全文化醸成活動の実施状況(本店検査を含む)

保安規定においては、経営層の積極的な関与の下、安全の確保を最優先とする価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していくための安全文化を醸成する活動を実施することが定められており、平成29年3月23日に実施された第17回マネジメントレビューにおける安全文化醸成活動に係る項目のインプット状況及び結果としてのアウトプット内容などを確認するとともに、安全文化醸成活動の実施に当たり、経営層の安全文化醸成活動への積極的な関与のもとで当該活動が確実に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。更に、本店検査では、安全文化醸成活動に係る事項についても、実施部門管理責任者及び監査管理責任者へのインタビューを実施した。

検査の結果、品質方針の中の安全文化を継続的に醸成するための活動の方針に沿った内容で本店及び発電所の安全文化醸成活動の年度計画が策定され、東海第二発電所では平成29年度から新たに制定された「安全文化醸成活動実施要領」に従い品質保証室のもとに事務局機能が集約され安全文化醸成活動が実施されること、本店では安全室が本店各室分及び発電所分の年度計画をとりまとめた上でコンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会にて審議され年度計画が実施され、四半期毎及び年度末に活動実績の評価が前記推進委員会で審議され、3月に出される評価結果がマネジメントレビューのインプット情報となること、マネジメントレビューで安全文化醸成活動に対する改善の必要性が指示された場合は必要な改善計画を立て実施するプロセスとなっていることを「コンプライアンス・安全文化醸成活動要項」「品質目標及び品質保証計画管理要項」「マネジメントレビュー要項」等の社内マニュアル及び関係者からの聴取により確認した。

上述のプロセスに従い、本店及び発電所の安全文化醸成活動の計画が策定・実施され、評価された上でマネジメントレビューに報告され、社長のレビューを受けていることを、平成28年度の活動については「第47回コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会議事録」「第17回実施部門マネジメントレビュー・インプット情報【平成28年度】」「第17回実施部門マネジメントレビュー実施記録(平成29年3月23日)」等の記録及び関係者からの聴取により確認した。また、平成29年度上期までの活動については、「第49回コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会議事録」「東海第二発電所 第162回品質保証運営委員会議事録」「東海・東海第二発電所 平成29年度 安全文化醸成活動計画・実績【上期実

績】等の記録及び関係者からの聴取により確認した。

第17回マネジメントレビューにおいて社長より出された指示に対して立案された改善計画については実施部門管理責任者より各室所に実施依頼が出されているが、この中で安全文化醸成活動に係る改善事項、例えば「自己評価が不十分である点」等の改善については、主管部門である本店安全室を主査とする品質保証検討会にて改善策を検討していることを「第17回実施部門マネジメントレビュー改善計画の実施依頼について」「第116回／第118回品質保証検討会議事録」及び関係者からの聴取により確認した。

また、平成29年度上期の東海第二発電所安全文化醸成活動については、従来の品質目標、重点施策及びこれら以外の品質保証活動の3つの活動の枠組みを取り払い、9つの活動項目に分けて実施されていること、活動実績の評価方法については各室の4段階の自己評価を基に活動の達成度を評価し、それを基に発電所としての安全文化の状態を4段階に判定する他、安全行動実践アンケート結果に基づく発電所の強み・弱み分析の結果を付記する等新しい評価方法に基づく上期活動の評価結果が所内の品質保証運営委員会で審議されていることを「東海第二発電所 第162回品質保証運営委員会議事録」「東海・東海第二発電所 平成29年度 安全文化醸成活動計画・実績【上期実績】」及び関係者からの聴取により確認した。

また、平成29年度に東海・大洗原子力規制事務所から発出した2つの要請事項に対しては「東海・東海第二発電所 平成29年度 安全文化醸成活動計画・実績【上期実績】」に「8. 良好なコミュニケーションの向上の施策」「9. 事故・故障の未然防止を行える力量を持つ人材の育成の施策」の項目として反映され実施されており、計画通りに進捗していることを確認した。

以上より、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

③保守管理の実施状況

保守管理に係る実施方針、目標等を確認するとともに、長期停止している東海第二発電所では、特別な保全計画等に基づく保安活動について、計画の策定(改訂)及び実施の状況を確認し、長期停止中のプラントの安全が維持されるプロセスについて、各系統の設備、機器等が特別な保全計画に基づく点検計画に従い、適切に保全が行われていることを確認することとし検査を実施した。

検査の結果、本年度の保守管理の実施方針については、品質方針のうち「(1)原子力発電のパイオニアとして期待される役割を十分に認識し、以下の業務において品質の高い業務を遂行すること。東海第二発電所、敦賀発電所2号機においては、安全運転の達成に向けた運転・保守を行うこと。東海第二発電所、敦賀発電所2号機においては、長期保守管理方針を反映した保守を行うこと。」としていること、発電所の保守管理目標は「再起動に向けた発電設備の設備保全の確実な実施(長期保守管理方針に基づく保守を含む)及び高経年化技術評価の実施」としており、品質方針と整合が取れていること、これらの方針、目標ともに昨年度から特に変更はないことを確認した。

東日本大震災で停止した後、停止期間が長期に及ぶ状況において、従来の点検計画では追加点検を行う計画になっていないため、「特別な保全計画手引書」(以下「手引書」という。)を2016年に改訂するまでは、機能要求のある機器に対して、追加点検を定期外工事として「工事計画検討書」を作成し、それを基に「工事等仕様書」を作成していた。また、手引書改訂後は点検計画に追加として明記し、通常点検と追加点検を区別して計画を管理し、点検計画から「工事等仕様書」を作成している。作成した「工事等仕様書」に基づき請け負った協力会社が「工事要領書」を作成して工事を行い、その結果を「工事報告書」にまとめ、それに基づき事業者が「保全の有効性評価」を行っている。以上のことについて、「非常用ガス再循環系」「非常用ガス処理系」「非常用ディーゼル発電設備」「非常用ディーゼル発電機海水系」「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備」「原子炉建屋換気系」「中央制御室換気系」のヒータ、モータ、計器類及び機械系の点検・工事記録により、適切に実施されていることを確認した

以上より、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

④ 保安教育の実施状況

長期停止状態においても発電所員の力量の維持は重要であることから、発電所員に必要な力量が明確にされ、発電所員に対する教育・訓練等が適切に実施されていることを確認する。また、協力企業従業員に対する保安教育についても、適切に実施されていることを確認することとし検査を実施した。

検査の結果、平成29年度の保安教育実施計画については、総務グループマネージャーが各室の「保安教育実施計画」を集約し、保安運営委員会の確認後、発電用原子炉主任技術者の確認及び所長の承認を経て各室長に通知していることを「東海第二発電所 第581回保安運営委員会議事録(平成29年3月17日開催)」及び「2017年度 東海第二発電所 保安教育実施計画書(平成29年3月24日承認)」により確認した。内容については、本年度は保安規定の改正に伴う保安教育項目の変更及び追加がなかったことから、昨年度から項目の変更及び追加もないが、テキスト等教育資料の見直しは毎年行っており、必要に応じて変更していることを担当者から聴取した。

発電所長が設定する原子力安全の達成に影響がある業務に従事する発電所各室長の力量については、「力量設定管理要項」(2次文書)「力量運用要領」(3次文書)に基づき、所長、所長代理、副所長及び次長を補佐し、室員を指揮監督して、所管業務を適正・的確に遂行できる知識・技能及び経験を有していること、また、QMS を理解し、これに基づく品質保証活動を遂行できる知識を有していることと明確にしており、「室長等 力量評価結果表」において評価結果及び判定がなされていることを確認した。

発電所各室長が設定する原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員の力量については、各室で所管する「室員教育取扱書」により、職務又は職位に対して求められる詳細な力量について設定していることを確認した。力量評価の頻度は「力量設定管理要項」「力量運用要項」及び「各室の教育取扱書」に3年を超えない毎の実施を規定し、その頻度

で実施されていることを「力量評価結果表」により確認した。

受けるべき保安教育・訓練を漏れなく受講するシステムとして、各室共に「個人管理カード」を用いて入所時教育、反復教育の計画・実績を管理していることを「個人管理カード」及び「東海第二発電所 その他反復教育実施報告書」により確認した。また、各室独自に反復教育の頻度に違反をしないよう工夫を凝らして管理していることを、関係者から聴取するとともに各室の管理シートにより確認した。反復教育の頻度については、保安規定では10年に1回以上としているところ、「原子炉施設保安教育手順書」で1回／3年又は「〇時間／3年」と規定し、それ以上の頻度で各室が実施していることを「個人管理カード」により確認した。

平成23年6月11日から18日まで行われた燃料取り出し作業に従事した協力会社従業員の保安教育については、規定の特定業務従事者に対する教育を、当該作業に従事した作業員全てが受講していることを「特定業務従事者個人管理カード」により確認した。

本年10月の保安調査時に気づき事項として上げた、反復教育における講師が受講者の欄にもその氏名があり、その件に関して明確な規定がない件については、講師は室長からその力量認定を受け、十分な知識があるものが当たっており、講師を務めることにより受講したとみなすのは特に問題ないと考えられることから、「原子炉施設保安教育手順書」の第9条第5項に「第2項で講師に選任された所員が保安教育(反復教育)の講師をする場合、当該教育の実施を持ってその保安教育(反復教育)を受講したものとみなす。」の項を追加し、改善を実施していることを確認した。

以上より、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

⑤ 周辺監視区域境界管理の実施状況(抜き打ち検査)

東海第二発電所の周辺監視区域は東海発電所のみならず、原科研と境界を接しており、通常の発電所と比べ複雑であり、その境界を互いに確実に管理し合うことは重要であることから、抜き打ち的手法により、周辺監視区域の境界の管理について書類確認を行い、加えて現場確認を実施した。

検査の結果、周辺監視区域境界については「保全区域及び周辺監視区域施設管理基準」(以下本項において「基準」という。)に則り、原則として高さ1.8mのネットフェンス(忍び返し付)を設け、当該区域を示し立ち入りを禁止する標識を約50m毎に設置しており、また、施設防護グループマネージャーは、1ヶ月に1回柵及び標識の状況を巡視により確認していることを「保全区域、周辺監視区域境界柵・標識の点検結果について」(平成29年11月21日付け)及び関係者からの聴取により確認した。特に海岸に面した部分の柵の腐食について、異常を腐食又は破損(腐食により設置されている地面から切り離された状態)に分類し、毎月の状況を電子データで記録することにより、腐食の進行状況を確認している。倒壊、破損等が起きた場合の対処方法として「周辺監視区域境界フェンス倒壊・破損時対応マニュアル」により安全・防災室内でルールを定め、本マニュアルののっとり対処することとしているが、制定以降の対応事例はないこと、今後の対応として、平成29年12月中に安全・防災室長他によるウォークダウンを予定し、フェンス機能維持の観点から早急に修繕する必要がある箇所を

特定し、補修を実施する予定であること、また、中長期計画において大規模な修繕工事(フェンスのリプレース)を計画していることを関係者から聴取により確認した。

原科研と周辺監視区域境界を接する敷地南側について、原科研側から周辺監視区域フェンスの状態及び標識の掲示について現場を巡視したところ、当該フェンスが適切に維持・管理されていること及び基準どおり標識が設置されていることを確認した。

以上より、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	号 機	12月4日(月)	12月5日(火)	12月6日(水)	12月7日(木)	12月8日(金)	12月9日(土)	12月10日(日)
午 前	—	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ◎マネジメントレビューの実施状況(発電所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○安全文化醸成活動の実施状況(発電所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ◇周辺監視区域境界管理の実施状況(抜き打ち検査) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ◎マネジメントレビューの実施状況(本店) ○安全文化醸成活動の実施状況(本店) ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ◎マネジメントレビューの実施状況(本店) ○安全文化醸成活動の実施状況(本店) ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 		<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視
午 後	—	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ◎マネジメントレビューの実施状況(発電所) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ○安全文化醸成活動の実施状況(発電所) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ◇周辺監視区域境界管理の実施状況(抜き打ち検査) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の巡視 ◎マネジメントレビューの実施状況(本店) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の巡視 ○安全文化醸成活動の実施状況(本店) ●チーム会議 ●まとめ会議 		
勤務 時間外	—		<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 					

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

月 日	号 機	12月11日(月)	12月12日(火)	12月13日(水)	12月14日(木)	12月15日(金)	12月16日(土)	12月17日(日)
午 前	—	●検査前会議 ○保守管理の実施状況	●検査前会議 ○保守管理の実施状況	●検査前会議 ○保安教育の実施状況	●検査前会議 ○保安教育の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視		
午 後	—	●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保安教育の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議	●原子炉施設の巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議		
勤務 時間外	—							

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等